平成２５年（フ）第２３６号
三重県津市美杉町奥津1100番地
債務者　稲森　真里
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７９号
三重県名張市栄町2762番地１　ルーチェＳＡＫＡＥ104号、前住所三重県名張市南町474番地１
債務者　山下　知子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第１２０号
滋賀県近江八幡市白鳥町38番地１　シャトレー白鳥102号室
債務者　太田　典子
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第３７７号
兵庫県高砂市時光寺町20番20号市営住宅、従前の住所神戸市長田区大橋町９丁目１番19―603号
債務者　竹中　直也
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４７９号
兵庫県加古川市尾上町池田1736番地の８、従前の住所兵庫県加古川市尾上町養田1506番地の３　ＴウェストマンションＡ―201号
債務者　柏木　一子
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５１５号
兵庫県加古川市平岡町二俣642番地の１　昭和ハイム南芳206号
債務者　佐野　正子
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１９９号
奈良県天理市田井庄町624番地　木村マンション402、破産申立時の住所奈良県天理市櫟本町1575　天理団地Ａ１―802
債務者　上山　正男
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２５２号
奈良県生駒郡斑鳩町神南３丁目12番28号
債務者　大道カズヱ
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２６６号
奈良県大和郡山市小南町488番地160
債務者　山村　秀記
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３８９号
奈良市杉ヶ町25番地の１　フェリス駅前306号
債務者　スナック飯田こと　飯田るり子
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４００号
奈良市学園新田町3038番地の１　上村アパート１号
債務者　竹原　文子
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４０１号
奈良県桜井市大字上之庄638番地の１
債務者　奥田　征樹
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４０８号
奈良市杏町554番地の３
債務者　宮城美由貴
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４１２号
奈良県生駒市東松ケ丘７番33号
債務者　ギャラリー閑居こと　吉田実千代
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２９４号
奈良県葛城市當麻1194番地７
債務者　梅本真砂美
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３０５号
奈良県橿原市西池尻町309番地　サンロイヤル前川Ｄ棟東25号
債務者　前田多美子（旧姓岩谷）
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３１５号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地２―506
債務者　金島　秋子
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係